

日本学生ラクロス連盟規約

2023年2月18日 改正

第1章 総則

第1条 名称

本連盟は日本学生ラクロス連盟と称し、英名を Japan Lacrosse Collegiate Union（略称 J.L.C.U）と称す。

第2条 連盟の所在地

本連盟の本部は東京都中央区日本橋大伝馬町 2-5 石倉ビル 1F 公益社団法人日本ラクロス協会(以下、日本ラクロス協会) 内に置く。

尚、東日本支部は本部内に置き、西日本支部は大阪府に置き、東海支部は愛知県に置き、北海道支部は北海道に置き、九州支部は福岡県に置く。

第2章 目的

第3条 目的

本連盟は、日本学生ラクロス界を統括、代表し、学生による自主運営を通じて、心身の健全な発達と、ボランティア精神に基づいて技術と競技の振興を図ると共に、国際交流を育み、国際間における相互理解の増進と日本国文化の向上に寄与することを目的とする。

第3章 事業

第4条 事業

本連盟は日本ラクロス協会の統括を受け、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) ラクロス全日本大学選手権大会の開催
- 2) 学生ラクロスリーグ戦の開催
- 3) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第5条 活動年度

本連盟の活動は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第4章 認定競技団体

第6条 認定競技団体

認定競技団体とは第9条で示す構成員で構成され、第7条で示す本連盟への加盟手続きを終了している競技団体を指すものとする。認定競技団体は本連盟の運営を迅速、確実にを行うため、本連盟の活動に対して積極的に協力する義務を負うものとする。又、全ての認定競技団体は、本連盟の活動にまつわる意見、疑問、苦情等を本部又は支部役員に申し出ることができる。尚、認定競技団体は本連盟の規約及び細則を全て遵守しなければならない。

認定競技団体は、本連盟の運営する各地区の学生ラクロスリーグ戦およびその他全ての行事に参加することができる。但し、参加にあたっては行事毎に定められた要件を満たさなければならない。

第7条 新規加盟申請

- 1) 本連盟に新たに加盟し、第6条の認定競技団体となるには、本部委員長宛に指定された「日本学生ラクロス連盟加盟申請書」および「チームメンバー表」を提出し、日本ラクロス協会理事会にて審議の結果承認されなければならない。
- 2) 本連盟への加盟申請は常に受け付けている。
- 3) 以下の条件を全て満たした場合に限り、本連盟への加盟資格を有するものとする。
 - (1) 同一の大学、短期大学、専門学校、高等学校の学生によって組織されるラクロスの競技団体であること。但し、高等学校の場合、学校公認団体でなければならない。
 - (2) 同一校に既に同性の認定競技団体が存在しないこと。但し、同一の学校法人内に、異なる種類の学校（学校教育法第3章から第11章にそれぞれ定めるものをいう。）が存在する場合、これらの複数種類の学校については、それぞれ本項にいう「同一校」とはみなさないものとする。
- 4) 加盟申請と同時に第8条による競技団体の登録手続きを行わなければならない。

第8条 加盟登録更新

第1項 登録

本連盟の全ての認定競技団体は毎年1回、本連盟への登録を行わなければならない。

第2項 登録の期間

本連盟への登録期間は1年間とする。尚、登録期間の終了にともない各認定競技団体は登録の更新を行わなければならない。登録の更新を受け付けるのは、毎年1月1日より同年2月末日までとする。

第3項 登録の条件

以下の条件を全て満たした認定競技団体のみ登録を行うことができる。

- 1) 日本学生ラクロス連盟の活動方針を理解し、積極的に活動に参加する意志があること。
- 2) 本連盟に対してその年度の代議員及び各委員の選出を終了していること。尚、代議員については全て第29条第2項を遵守するものとする。

第4項 登録の方法

登録に際し、各認定競技団体は以下の所定の書類全てを本部委員長宛に提出しなければならない。

- 1) 主将（または代議員。主将について以下同じ）の署名のある競技団体名の記載された誓約書
- 2) 各委員会委員の担当者名簿

第5項 登録の無効

以下の場合には登録が無効になり、本連盟で活動する意志がないものとみなし本連盟認定競技団体より除名処分を受ける。

- 1) 登録内容に虚偽がある場合
- 2) 指定期日までに第4項に示す必要書類を提出していない場合

第6項 登録内容の変更

登録内容に変更が生じた場合、その内容を速やかに本部委員長に報告しなければならない。登録内容の変更をしかるべき理由なしに報告せずにその変更が発覚した場合、第5項1)に示す登録内容の偽りに該当するものとする。

第9条 構成

第1項 構成員

認定競技団体の構成員として認められるのは、日本ラクロス協会競技会員のみであり、選手及び、コーチ、チームスタッフで構成される。

第2項 選手、コーチ、チームスタッフ

- 1) 本連盟で選手として認められるのは第7条に掲げる学校の学籍を有し選手として登録をしている日本ラクロス協会競技会員に限る。
- 2) 本連盟の認定競技団体は同性の選手で構成されなければならない。
- 3) 本連盟の認定競技団体の選手は他の本連盟認定競技団体あるいは日本クラブチームラクロス連盟の認定競技団体の選手となることはできない。
- 4) 本連盟でコーチ、チームスタッフとして認められるのは、それぞれコーチ、チームスタッフとして登録している日本ラクロス協会競技会員に限る。
- 5) 本連盟の認定競技団体は、原則として、日本ラクロス協会認定指導者であるコーチ（指導者）を配置すること。

第10条 脱退

- 1) 当該認定競技団体が自らの意志で本連盟を脱退する場合、本部委員長宛に主将の署名のある、脱退理由を記した所定の届け出書類を提出しなければならない。
- 2) 第8条に記載されている登録を行わなかった認定競技団体は本連盟で活動する意志を有さないものとみなし自動的に本連盟より脱退したものとする。

第5章 組織

第11条 本部

本部とは本連盟を代表し、連盟活動の基準を定め、本連盟以外の団体との交渉を行い、又、各支部活動の援助・指導・調整を行うものとする。

第12条 支部

第1項 支部の定義

支部とは連盟本部の指導のもと、定められた地域の運営活動を行い、当該地域の連盟活動の統括を行う。

第2項 支部の設立

本連盟は必要に応じて国内に限り支部を設けることができる。但し、以下の条件を満たさなければならぬ。

1)当該地域に

- ・日本ラクロス協会会員が500人以上存在すること。
- ・認定競技団体が男女それぞれ8以上存在すること。
- ・競技大会開催等、地域のラクロス活動の実績が2年以上あること。
- ・当該地域の活動を全て把握している代表者が8名以上存在すること。

2)本部役員4分の3以上の支持を必要とする。

3)日本ラクロス協会理事会において4分の3以上の支持を必要とする。

4)総会において過半数の支持を必要とする。

5)当該地域が上記支部設立条件を満たさない場合でも、本部の了承・指示の下支部活動を準用する事がある。

第13条 本部役員構成

1) 本部役員構成は原則として以下の通りである。

本部委員長 1名

本部副委員長 2名以上とする

2) 本部役員の選出は第14条に基づくものとする。

3) 本部役員に欠員が生じた場合、第15条に示す本部役員会によって速やかに後任が任命され、就任する。

第14条 本部委員長及び本部副委員長

本部委員長及び本部副委員長は総会において出席代議員の過半数の支持を必要とし、日本ラクロス協会理事会で承認されるものとする。尚、以下に挙げる項目を行なうことをその任務とする。

1) 学生連盟を代表し、日本ラクロス協会理事会の学生代表理事になる。

2) 本部役員会を年1回以上召集し、その議長を司る。

- 3) 本部総会を召集し、その議長を司る。
- 4) 必要に応じて補佐役を複数任命することができる。但し、この場合の補佐役は役員ではなくその他の役職者とする。
- 5) 本部役員会で承認された場合、もしくは全代議員の現在数の3分の1以上から目的を提示した上で開催の要求があった場合は30日以内に速やかに臨時総会を召集し、その議長を司る。
- 6) 本部副委員長は本部委員長の全ての活動を補佐することをその任務とする。
- 7) 第25条から第27条に示す処罰処分を執行する。

第15条 本部役員会

- 1) 本部役員会は年に1回以上連盟本部委員長によって召集されるものとする。
- 2) 本部役員会は本部役員3分の2以上の出席を以って成立とする。但し、当該議事について、あらかじめ委任状を提出したものについては出席者とみなす。
- 3) 本部役員会は出席者の過半数を以って議題を可決するものとする。但し、支部設立の承認、各委員会委員長の任命、規約改定等別途定めがあるものを除くものとする。尚、賛成と反対が規定議決同数の場合は本部委員長がいずれかを選択し議決するものとする。
- 4) 本部委員長が議長を司るものとする。
- 5) 本部役員会で承認された場合、本部委員長に臨時総会の召集を要求できる。
- 6) 本部役員会で承認された場合、規約の改正を総会にて審議の申請をすることが出来る。
- 7) 支部役員会より要請のあった場合は、その議題について審議しなければならない。
- 8) 本連盟認定競技団体より本連盟の活動にまつわる意見、疑問、苦情等の申し出があった場合は速やかに対応し、審議しなければならない。
- 9) 本部役員会で承認された場合、総会または日本ラクロス協会理事会に審議を委託することが出来る。
- 10) 本部役員に欠員が生じた場合、本部役員会は速やかに後任を任命しなければならない。但し、この場合役員出席数の3分の2以上の支持を必要とする。
- 11) 本部役員会は日本ラクロス協会理事会の指示を優先しなければならない。
- 12) 本連盟認定競技団体構成員の陪席は本部委員長承諾の上認められる。
- 13) 本規約及びその他の細則のいずれにも定められていない事項ならびに運営上必要ある事項に関する審議は、本部役員会に委嘱される。

第16条 本部委員会

本部委員会の活動は支部役員会にその活動を委嘱することができる。

第1項 大会委員会

本連盟の認定競技団体が参加する大会の企画・運営を行うと共に各地区学生ラクロスリーグ戦規約を適正に管理し、それを通じて日本ラクロス界全体のレベル向上に寄与することをその任務とする。

第2項 広報委員会

広報委員会は認定競技団体構成員と本連盟の媒体的役目を担うものであり、情報の伝達や、内部・外部への広報活動をその任務とする。

第3項 新人委員会

新人委員会は新人選手の育成を行い、それを通じて学生ラクロス界全体のプレイ意識のレベルを向上させることをその任務とする。

第17条 任期

本連盟本部役員及びその他の役職者の任期は、2ヶ年とし、選任後翌々年の学生連盟本部総会の終結の時までとする。

第18条 支部役員

1) 支部役員は原則として以下の通りである。

支部委員長	1名
支部副委員長	2名以上
支部大会委員長	1名
支部大会副委員長	1名
支部広報委員長	1名
支部広報副委員長	1名
支部新人委員長	1名
支部新人副委員長	1名

2) 支部役員の選出は第19条に基づくものとする。

3) 支部役員に欠員が生じた場合、支部役員会によって速やかに後任の支部役員が任命され、就任する。

第19条 支部各委員長

第1項 支部委員長

支部委員長は総会において出席代議員の過半数の支持をもって承認されるものとする。また、支部委員長はその支部を代表しその運営に責任を負い、以下に挙げる項目を行うことをその任務とする。

- 1) 月1回以上支部役員会を召集し、その議長を司る。
- 2) 必要に応じて支部総会を召集し、その議長を司る。
- 3) 支部を代表し本部役員会に出席する義務を負う。
- 4) 支部認定競技団体の各代議員を適宜召集し討議を行う。
- 5) 支部役員会で承認された場合、もしくは支部の全代議員の現在数の3分の1以上から目的を提示したうえで開催の要求があった場合には30日以内に速やかに支部総会を召集し、その議長を司る。
- 6) 月1回以上、支部の活動を本部役員会に報告する。
- 7) 必要に応じて補佐役を複数任命することができる。但し、この場合の補佐役は役員ではなくその他の役職者とする。
- 8) 支部副委員長は支部委員長の活動を補佐し、全ての任務において支部委員長に準ずるものとする。

但し、上記1) 2)を除くものとする。

第2項 支部各委員会委員長

支部各委員会委員長は当該委員会の過半数の支持をもって承認されるものとする。支部各委員会委員長は支部委員会を代表しその運営に責任を負い、以下に挙げる項目を行うことをその任務とする。

- 1) 支部各委員会委員長は本部各委員会委員長より委託され委員会を開き、その議長を司るものとする。
- 2) 支部各委員会委員長は必要に応じて補佐役を複数任命できる。但し、この場合の補佐役は役員ではなくてその他の役職者とする。
- 3) 支部各委員会副委員長は、支部委員会委員長の全ての活動を補佐し、全ての任務において支部各委員会委員長に準ずるものとする。但し、上記1)を除くものとする。

第20条 支部役員会

支部役員会は原則的に本部役員会に準ずるものとする。但し、規約改正・総会の招集の承認を除くものとする。

- 1) 支部役員会は月1回以上支部委員長によって召集されるものとする。
- 2) 支部役員会は支部役員3分の2以上の出席を以って成立とする。但し、当該議事について、あらかじめ委任状を提出したのものについては出席者とみなすものとする。
- 3) 支部役員会は出席者の過半数を以って議題を可決するものとする。但し、各委員会委員長任命、各委員会細則の承認等、別途定める議題を除くものとする。尚、賛成と反対が規定議決同数の場合は連盟支部委員長がいずれかを選択し議決するものとする。
- 4) 支部委員長が議長を司るものとする。
- 5) 支部役員に欠員が生じた場合、支部役員会は速やかに後任を任命しなければならない。但し、この場合役員出席数の3分の2以上の支持を必要とする。
- 6) 本連盟認定競技団体より、本連盟の活動にまつわる意見、疑問、苦情等の申し出があった場合、速やかに対応し審議しなければならない。
- 7) 支部委員会で承認された場合、総会または日本ラクロス協会理事会に審議を委託することができる。
- 8) 支部役員会は日本ラクロス協会理事会及び本部役員会の指示を優先しなければならない。
- 9) 本連盟認定競技団体構成員の陪席は支部委員長の承諾の上認められる。
- 10) 本規約及びその他の細則のいずれにも定められていない事項ならびに運営上必要ある事項に関する審議は支部役員会に委嘱される。

第21条 任期

本連盟支部役員及びその他の役職者の任期は1ヶ年とし、選任後翌年の学生連盟支部総会の終結の時までとする。

第6章 支部各委員会

第22条 支部各委員会委員

- 1) 本連盟の全ての認定競技団体は各支部委員会に1名の委員を選出する義務を負う。
- 2) 各認定競技団体の委員として認められるのは、その認定競技団体の主将の署名のある委任状を提出したものに限る。
- 3) 全ての認定競技団体は委員に欠員が生じた場合は速やかに後任の委員を選出し、連盟支部委員長及び当該委員会委員長に報告しなければならない。

第23条 支部各委員会の定義

- 1) 支部各委員会は第3条の目的を達成するため、本連盟の運営を代表する第24条に示す3つの委員会を指すものとする。
- 2) 支部各委員会は委員会内に細則を設けることができる。但し、細則は第3条の目的に反するものであってはならず、支部役員会の3分の2以上の支持を必要とし更に当該委員会で3分の2以上の支持を必要とする。尚、細則は当該委員会開始後30日以内に公示し、公示後30日以内に施行することを原則とする。
- 3) 支部各委員会は全委員3分の2以上の選出を以て成立とする。
- 4) 支部各委員会は出席者の過半数をもって議題を可決するものとする。但し、当該議事についてあらかじめ委任状を提出されてあるものについては、議決の数に入るものとする。尚、賛成と反対が規定同数の場合は当該委員会委員長がいずれかを選択し議決する。
- 5) 委員会内での議決は原則的に当該委員会内で議決するものとする。但し、委員長の判断で日本ラクロス協会理事会又は本部役員会又は支部役員会に審議を委ねることができる。

第24条 支部各委員会

第1項 大会委員会

本連盟の認定競技団体が参加する大会の企画・運営を行うと共に学生ラクロスリーグ戦規約を適正に管理し、それを通じて日本ラクロス界全体のレベルの向上に寄与することをその任務とする。

第2項 広報委員会

広報委員会は認定競技団体構成員と本連盟の媒体的役目を担うものであり、情報の伝達や、内部・外部への広報活動をその任務とする。

第3項 新人委員会

新人委員会は新人選手の育成を行い、それを通じて学生ラクロス界全体のプレイ意識のレベルを向上させることをその任務とする。

第7章 罰則

第25条 警告処分

警告処分とは、第26条に示す活動停止処分又は第27条に示す除名処分に値する行為よりも軽微な

行為を行い、再発防止のための注意を促すものであり、その期間は警告処分を受けた日から同一年度内有効とする。

以下に記載するいずれかの事項に該当し、本部役員会または日本ラクロス協会理事会で警告処分が決定された認定競技団体は、本部委員長より警告処分を受ける。

- 1) 特段の事情なく、本連盟における委員会活動やその他重要な会議における複数回の無断欠席が認められた場合
- 2) 認定競技団体及び構成員が、日本ラクロス協会及び本連盟の運営する全ての事業に対して、何らかの妨げとなる行為を行った場合
- 3) 認定競技団体及び構成員が、日本ラクロス協会及び本連盟の品位を著しく汚した行為を行った場合

第26条 活動停止処分

活動停止とは、日本ラクロス協会及び本連盟の管理・運営する事業・行事に参加する権利を失う事であり、その期間は日本ラクロス協会理事会により決定される。

以下に記載するいずれかの事項に該当する認定競技団体は、本部委員長より活動停止処分を受ける。

- 1) 警告処分を受けた認定競技団体が、その効力が失われる前に再び警告処分を受けた場合。
- 2) 認定競技団体及び構成員が、日本ラクロス協会及び本連盟の品位を著しく汚した行為を行い、日本ラクロス協会理事会で活動停止処分を決定された場合。

第27条 除名処分

除名処分とは、本連盟での全ての活動を停止し、以後、更新申請の権利を失うことであり、日本ラクロス協会理事会で決定される。

以下に記載するいずれかの事項に該当する認定競技団体は、本部長委員長より除名処分を受ける。

- 1) 第8条第5項に該当する認定競技団体で、連盟更新登録が無効となった場合。
- 2) 認定競技団体が、日本ラクロス協会及び本連盟の品位を著しく汚した行為を行い、日本ラクロス協会理事会で除名処分を決定された場合。

第28条 罰則適用に対する異議申し立て

- 1) 認定競技団体ならびにその構成員は、自らに課された警告処分・活動停止処分・除名処分などの罰則適用について、事実誤認等ある場合当該罰則適用決定日より30日以内に、その理由を記した書面をもって本部役員会又は日本ラクロス協会理事会に対し異議を唱えることが出来る。
- 2) 異議を唱えた認定競技団体並びにその構成員は本連盟本部役員会及び日本ラクロス協会理事会での最終決定に従うものとする。

第8章 総会

第29条 本部総会

第1項 開催形式

本連盟本部総会は支部ごとに行われるが、その議事内容は同一とする。

第2項 代議員

全ての認定競技団体は第8条に示す登録時に必要代議員の選出を終了していなければならない。尚、代議員とは主将または主将と同様に各認定競技団体を代表し、活動全般において責任を負わなければならない。

第3項 出席資格

総会の出席資格を有するのは本連盟認定競技団体の代議員もしくは代議員から委任状を受けたもの、本連盟役員及び日本ラクロス協会役職者のみとする。但し、委任状を受け取ることができるのは、その代議員の所属する認定競技団体構成員又は他の認定競技団体代議員のみとする。尚、本連盟認定競技団体の構成員の陪席は議長の承諾の上認められる。

第4項 議決権

総会出席資格を有するもののうち、議決権を持つのは各代議員もしくは第3項に従い各代議員から委任状を受けたもののみとし、各一票とする。

第5項 出席

議決権を持つものは総会に出席する義務を負うが、止むを得ず欠席する場合は総会開催前までに欠席理由を記したものを議長に提示しなければならない。

第6項 出席数

出席した代議員の数と、欠席した代議員のうち委任状を提出した者の数の和を本部総会への出席数とする。

第7項 定足数

本連盟代議員現在数の3分の2以上の出席をもって総会の定足数とする。

第8項 議決

- 1) 本連盟代議員出席数をもってその議題を決議するものとする。但し、賛成と反対が規定同数の場合は、議長に議決権が与えられるものとする。尚、規約の改正等別途定められた議題については3分の2以上をもって決議するものとする。
- 2) 議決された議事は本部総会によって承認されたものとする。

第9項 議長

- 1) 総会の議長は連盟本部委員長が司る。
- 2) 議決において賛成と反対が規定議決同数の場合、議長がいずれかを選択し議決する。

第10項 審議事項

本部総会は本連盟最高決議機関であり、本部委員長は毎年度末に総会を召集し以下の事項に関して審議を行わなければならない。

- 1) 事業報告及び収支決算
- 2) 事業予定及び収支予算
- 3) 加盟・脱退・除名の報告
- 4) 罰則処分の報告
- 5) 役員改選
- 6) 規約の改正（但し、規約の改正については第33条を遵守する）
- 7) その他の重要事項

第30条 支部総会

- 1) 支部役員において必要と可決された場合、又は当該支部の現在代議員数の3分の1以上から目的を提示したうえで開催を要求された場合、支部委員長は30日以内に支部総会を開催しなければならない。
- 2) 以下の事項を除き支部総会は、本部総会に準ずるものである。
 - ・議長は支部委員長が司るものとする。
 - ・審議事項は当該支部に関わることのみでなければならない。

第31条 臨時総会

- 1) 臨時総会は全ての面で総会に準ずるものである。
- 2) 本部役員において必要と可決された場合、又は代議員の現在数の3分の1以上から目的を提示したうえで開催を要求された場合、本部委員長は30日以内に臨時総会を開催しなければならない。

第9章 その他

第32条 規約等の優先

日本ラグロス協会定款・諸規定及び日本ラグロス協会理事会決定事項は、全ての面において日本学生ラグロス連盟規約より優先されるものとする。

第33条 規約の改正

本規約の改正は、日本学生ラグロス連盟本部役員会で承認された場合、または代議員現在数の3分の1以上からの要求があった場合において、以下の全ての条件を満たした場合に限り、改正することができる。

- 1) 本部役員会の4分の3以上の支持
- 2) 総会出席代議員の3分の2以上の支持
- 3) 日本ラグロス協会理事会での承認

以上

(附則)

改正履歴

(制定) 1994年1月1日

(改正) 1998年3月1日

(改正) 2003年3月1日

(改正) 2006年2月1日

(改正) 2012年4月1日

(改正) 2019年5月18日

(改正) 2022年3月1日

(改正) 2023年2月18日